

国 技 電第32号
国 総 施 安 第 1 号
国 水 流 第 6 号
平成25年10月1日

北海道開発局	事業振興部長	殿
	建設部長	殿
各地方整備局	企画部長	殿
	河川部長	殿
沖縄総合事務局	開発建設部長	殿
(独)水資源機構	管理事業部長	殿

大臣官房

技術調査課

電気通信室長

総合政策局

公共事業企画調整課

施工安全企画室長

水管理・国土保全局

河川環境課

流水管理室長

ダムの長寿命化計画の策定について

国土交通省所管のダムについては、従来より、各ダムで定められている点検整備基準等に基づいて、日常の点検等を実施し、ダムの安全性及び機能を長期的に保持するよう努めているところである。

今般、長期的視点を踏まえたダムの維持管理及び設備の更新等を、より効果的・効率的に推進していくため、別紙「ダムの長寿命化計画について」に基づき、ダムの長寿命化計画を策定されたい。

また、これにより、ダムの計画的な維持管理及び設備の更新等に努められたい。

国 技 電第33号
国 総 施 安 第 2 号
国 水 流 第 7 号
平成25年10月1日

各都道府県 ダム管理主管部長 殿

大臣官房
技術調査課 電気通信室長

総合政策局
公共事業企画調整課 施工安全企画室長

水管理・国土保全局
河川環境課 流水管理室長

ダムの長寿命化計画の策定について

国土交通省所管のダムについては、従来より、各ダムで定められている点検整備基準等に基づいて、日常の点検等を実施し、ダムの安全性及び機能を長期的に保持するよう努めているところです。

今般、国土交通省では、長期的視点を踏まえたダムの維持管理及び設備の更新等を、より効果的・効率的に推進していくため、別添のとおり、ダムの長寿命化計画を策定し、これによりダムの計画的な維持管理、設備の更新等に努めるよう通知しております。

つきましては、地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づき、貴職が管理するダムにおいて長寿命化計画を策定する際の参考として、当該通知を送付します。

(別紙)

ダムの長寿命化計画について

1. ダムの長寿命化計画の必要性

国土交通省所管のダムについては、従来より、各ダムで定められている点検整備基準等に基づき、日常の点検等が実施されており、さらに、点検結果等を踏まえ補修や設備の更新等を行い、ダムの安全性及び機能を長期的に保持するため、施設を良好な状態に保つよう努めているところである。

折しも、社会資本整備重点計画（平成24年8月策定）において、施設の適切な維持管理・更新について、状態監視に基づく予防保全の導入を図りつつ、計画的に施設の長寿命化や更新を図っていくこととあわせて、的確な記録を蓄積するとともに、長寿命化に関する計画を策定し、適切な維持管理を行うこととされている。

このような状況下において、長期的視点を踏まえたダムの維持管理及び設備の更新等について、より効果的・効率的に推進していくために、点検結果や健全度の評価等を踏まえ、ダムを構成する設備等毎の維持管理に係る中長期的な維持管理方針を定めたダムの長寿命化計画を策定し、保全対策等を実施していくことが重要である。

なお、長寿命化計画は、点検や健全度の評価等を継続的に行った結果を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

2. ダムの長寿命化計画の構成

ダムの長寿命化計画とは、ダムを構成するダム土木構造物等、機械設備、電気通信設備について、以下の要領等の考え方に沿って、点検結果や健全度の評価等を踏まえて策定するダムの維持管理、設備の更新等に係る中長期的な方針・計画等をいう。

- ・ダム土木構造物等
ダム総合点検実施要領
- ・機械設備
ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討要領
- ・電気通信設備
電気通信施設維持管理計画指針（案）

また、長寿命化計画の策定にあたっては、相互に関連する設備間の調整を図るよう留意するものとする。